



月刊税理士事務所チャンネル CHANNEL

2020
11
No.471

シリーズ企画

中小企業の資金調達2020 2

事務所訪問

桶屋泰三税理士事務所 6

業界ウォッチャーのトレンド情報NOW 9

北陸会企画

明智光秀のゆかりの地を巡る福井の旅 10

ミロク会計人会のミリョク 13

MJSからの情報提供 14

ミロクシステムQ&A

『年末調整』 15

会計人のリレーエッセイ

北陸ミロク会計人会 吉田 武史 19

今月の表紙: 五箇山の秋

場所: 富山県南砺市 撮影: 舟野 喜代子(北陸ミロク会計人会)

日本の未来—
企業を支える



ミロク会計人会

<https://www.mirokukai.ne.jp/>

中小企業の資金調達2020

景気低迷の影響を受け、資金繰りに窮する顧問先が増えています。現在、中小企業に有効な資金調達方法にはどのようなものがあるのでしょうか。中小企業に特化したシンクタンクコンサルティング会社を運営する小林一氏に、中小企業の資金繰りの現状と最新の資金調達の動向について、インタビューを行いました。

また、最終ページではITを活用した最新の資金調達方法もご紹介します。

インタビュー・原稿作成：東方通信社 熊本 鷹一氏

新型コロナウイルス感染症特別貸付を最大限に活用する

コロナ禍においては、持続化給付金や雇用調整助成金といった政策支援があり、多くの中小企業が既にこれらの支援を受けていることと思います。また、地域によっては自治体が独自の支援策を講じているケースもあるので、税理士の先生方にはそのあたりも小まめにチェックし、顧問先である中小企業に共有いただきたいと思っています。

もちろん、融資に関しても政府系金融機関（日本政策金融公庫と商工中金）は積極的な支援に乗り出しています。ここでは多くの中小企業が対象となる日本政策金融公庫の新型コロナウイルス



小林 一 氏

ICIパートナーズ株式会社 代表パートナー

青山学院大学卒業。NY市立大学留学。東京大学大学院中退（国際政治）。名古屋工業大学大学院工学研究科修了。大手経営コンサルティング会社勤務後、1992年インテリアメーカーで独立創業。5年でMBOし、地域経済の総合的なインフラ構築を目指すシンクタンクコンサルティング会社を立ち上げ、現在に至るまで中小企業支援に奔走し続けている。MJS税経システム研究所客員研究員（2008年～現任）であり、主な著書に『ベンチャー起業+経営マニュアル』（ソフトバンクパブリッシング）、『ベンチャービジネスと起業家教育』（共著、お茶の水書房）など。

ス感染症特別貸付を例にとつて、その内容を説明したいと思います。

この新型コロナウイルス感染症特別貸付は、①最近1カ月の売上高が前年または前々年の同時期と比較して5%以上減少している方②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が（1）過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高（2）令和元年12月の売上高（3）令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%以上減少している方を対象としたもので、一部の対象者（※中小企業者の場合は個人・法人ともに売上高20%以上減、小規模企業者の場合個人は要件なし、法人は売上高15%以上減を対象とする）については基準利

率（マイナス0.9%）に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間で実質無利子になるというものです。融資限度額はコロナ禍以降、段階的に引き上げられており、現在は8000万円（低減利率の限度額は4000万円、実質無利子化の対象は4000万円）にまで拡充されています。審査に要する時間も短く、かなり活用しやすい資金調達方法と言えるでしょう。

ただ、この際に注意しなければならぬのが、きちんと日本政策金融公庫の窓口相談することです。中には窓口で「コロナ融資の申請書をください」とだけ告げて申請書を持ち帰り、枠いっぱい（8000万円）と記入し、郵送で融資申請書を提出する方がいます。しかし、日本政策金融公庫は普段取引されている金融機関と違い、申請する企業の情報も動きもほとんど分からない立場にあり、申請書だけでは審査ができません。申請金額の妥当性も分かりませんし、返済時に過剰な負担にならないかどうか分からないのです。さらに、コロナ支援を受けている間にできることを既に考えているのか、それともこれからのことも分かりません。ですから、本当は呼び出してお話を聞きたいわけでは

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資

- 実質的な無利子化融資とは、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることで、お客様のご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、中小企業基盤整備機構が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要がございます。

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付(注1・2)		特別利子補給制度(注1・2)	
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1)最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3カ月(最近1カ月含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高	左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方	
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	—	
融資限度額	別枠8,000万円	左記の融資限度額のうち、4,000万円以下の部分	補給限度額
ご返済期間 <据置期間>	設備資金:20年以内<うち5年以内> 運転資金:15年以内<うち5年以内>	当初3年間	補給期間
利率(年) (注3)	4,000万円以下 当初3年間:基準(災害) - 0.9% 3年経過後:基準(災害) 4,000万円超 基準(災害)	左記の4,000万円以下の部分にかかる「基準(災害) - 0.9%」の利子(支払利息)(※) (※)利息も含め公庫へ返済頂きますが、別途、最長3年間分の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給	
担保	無担保	—	
実施機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)	中小企業基盤整備機構	実施機関

(注1)経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者のみなさまへ」(令和2年8月14日・11:00版)より作成し、経済産業省において監修
 (注2)令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は遡及適用が可能
 (注3・4)令和2年7月1日時点での適用例(運転資金1,500万円・5年返済の場合)

【4,000万円以下の部分】当初3年間:0.46%、3年経過後:1.36%

↑この部分の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給し、実質的に無利子化

出典:日本政策金融公庫ホームページ

が、業務が込み合っているため、どうしてもそういった案件は後回しや事務的処理に回されがちです。時間がかかったり、本来受けられる有利な条件や付随支援も受けることができなくなってしまう。ですから、まずは窓口

に「新型コロナウイルス感染症特別貸付に関する相談があります」と伝え、担当者からヒアリングを受けるようにしてください。そうすれば、担当者がその企業に最適な提案をしてくれるので、あとは基本的にその提案に従って融資を申し込めばOKです。また、担当者からお電話が来て追加の提案をいただけることもあります。税理士の先生方もこのあたりのことを十分に理解しておき、必要に応じて顧問先の皆さんに助言するようにしてください。

**コロナ禍を乗り切るために
地域金融機関との連携を強化**

他方、コロナ禍対策としてはセーフティネット保証4号・5号と危機管理保証などの地域の信用保証協会の信用保証付き融資を活用することができま

す。いずれも、もともと受けている一般枠の融資とは別枠で融資を受けることができるというもので、資金繰りに窮している中小企業などは大いに活用することができま

す。それぞれコロナ禍以前の売上高から売上高が減少していることが要件となり、セーフティネット保証5号(最大2・8億円、借入額の80%保証)は5%減以上、セーフティネット保証4号(最大2・8億円、借入額の100%保証)は20%減以上、機器関連保証(最大2・8億円、借入額の100%保証)は15%減以上となっています。

ただし、この保証付き融資による資金調達は一筋縄ではいきません。これらの融資は所在地の信用保証協会での保証認定を受ける必要があるのですが、その認定基準が実務取り扱いのレベルで地域によって異なっている場合があり、地域によってはなかなか想定通りの認定を得られないことがあるのです。また、仮に認定申請が通ったとしても、最近、企業によっては肝心の金融機関の融資審査が通らないケースも出てきています。実際、政府はコロナ禍において各金融機関に対して積極的に融資を実行するように要請していますが、私の周りにも地域金融機関の審査が通らず、困ってしまったという中小企業が数多く存在します。コロナ支援保証初期と比較すると、明らかに最近の保証協会の対応は支援保証を締めている傾向にあります。また、取引銀行が積極的に支援をしてくれないので、保証協

会の保証付きで新規に取引銀行を開拓しようというのも難しい状況にあります。コロナ支援保証の融資は取引銀行が対応するのが前提となっており、新規取引の銀行では扱わないことになっているのです。

では、そういった場合にどうすればいいのか。その時に重要な役割を果たせるのが税理士の先生方です。中小企業の財務状況を正確に把握されている税理士の先生方が後ろ盾となり、地域金融機関との間にあれば、融資に関する交渉をスムーズに進めることができます。とはいえ、唐突に融資の相談に行っても、なかなか取り合ってもらえない可能性もあります。だからこそ、先生方には事務所をあげて、常日頃から金融機関との連携を強化していただきたいのです。例えば、地域金融機関の支店を回り、直接、特定企業の融資の相談をするのではなく、「資金調達に関するセカンドオピニオンを伺いたい」といった切り口で担当者と話をするところから始めてはいかがでしょうか。特にその中で地元の中小企業のことを真剣に考えている担当者とお会いすることができれば、そういった人たちは常態的に連絡を取り合うようにしておくといいでしょう。こうした取り組みをコツコツと積み重ねていけば、地

元の地域金融機関との素晴らしいネットワークを構築することができ、スムーズに融資を受けられるようになるはずです。

企業の持続的成長を考慮すると、原則的に借入金が増やさないほうが得策ですが、コロナ禍においては状況が異なります。いつ正常な経済状態に戻るのが分からない以上、新型コロナウイルス対策関連の融資を活用し、できるだけ手元資金を潤沢にしておいたほうが無難だからです。ただし、当然ながら返済のメドが立たないような融資を受けても、実質無利子期間などが終了した後に自分の首を絞めることになりかねません。融資を申し込む前にきちんと事業計画書を作成し、できる限り見通しを立て、新規事業のプランニングをしておくことが重要です。

コロナ禍で注目すべき 新たな資金調達方法

続いて、コロナ禍において注目すべき資金調達方法について紹介しましょう。商品内容の難易度、与信のハードルともに高めではありますが、「劣後ローン」というものがあります。このローンは、通常の融資返済が進んだ一定期間後から返済を開始してよいというもので、さらに、借入額は金融機関審

査上、純資産とみなされるのです。「劣後ローン」の貸し付けを受けることができますと、その結果、企業の貸借対照表が債務超過に陥ったとしても、劣後ローン分が純資産とみなされるため、資金調達が止まることはありません。現状では主に政府系の金融機関が手掛けていますが、地域金融機関の中にも積極的に取り組んでいるケースがあるので、興味がある方は地元の金融機関に劣後ローン関係の融資について対応を行っているか確認してみるといいでしょう。

一方、借入に頼らずに資金調達を行うという手もあります。その一つが「ファクタリング」です。これは売掛債権を第三者に買い取ってもらって現金化する手法のことで、近年は売掛先を介さずに、インターネット上で手続きが完結する2者間の「クラウドファクタリングサービス」も台頭してきています（※詳細は次頁に掲載）。まだまだ一般的に知られていない資金調達の手法ですが、借入金を増やさずにするのは素晴らしいメリットだと思います。また、現金化までのスピードも融資に比べて圧倒的に速いので、急場の資金繰りに窮した場合には非常に役立つ手法と言えるでしょう。しかし、中

小企業経営者、特に高齢の経営者の中

にはITを使った資金調達に不安を感じる方も多いかと思えますので、まずは税理士の先生方がその仕組みやサービス内容を理解し、顧問先の皆さんにお勧めするのではないのでしょうか。

コロナ禍の影響は今後も続くと思われる。むしろこれから先、小規模事業者であれば持続化給付金や雇用調整助成金などによる補填が底をついたタイミングでさらに厳しい状況に陥るでしょうし、ある程度の余剰資金を持っている事業者であっても、現在の事業が停滞している場合は数年後には厳しい状況に陥ってしまうことが考えられます。そういった時に重要になるのは、前向きなアイデアとそれを実現するための資金です。税理士の先生方にはぜひとも本稿の情報を参考にしていきたい。中小企業のためにさらなる奮闘をお願いしたいと思います。

本誌アンケートに答えた方に毎月抽選で

**2,000円分を
プレゼント!**

QUOカード



QRコードからアクセスし、
ぜひお答えください!

新生銀行とOLTAが共同運営する「anewクラウドファクタリング」の魅力



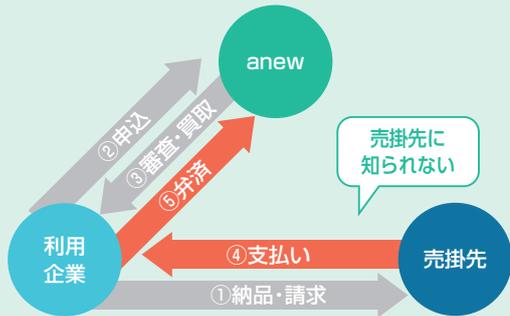
サービスの詳細はコチラ！



anew合同会社 安田 智成 氏

2020年のサービス運用開始以降、順調に実績を重ねているオンライン完結型の「anew(アニュー)クラウドファクタリング」。このサービスを運営しているanew合同会社(新生銀行とフィンテックベンチャーのOLTAが共同設立)の安田 智成氏に、このサービスの特色について語っていただきました。

図1 2者間ファクタリングの概要



当社が展開している「anew(アニュー)クラウドファクタリング」の最大の特徴は審査と入金の手続きが速いことです。ネット完結のファクタリングサービスはフィンテックベンチャーを中心に増加中ですが、それらのサービスと比較しても、圧倒的に速く、最短で即日入金が可能、遅くとも24時間以内に審査結果を出すような体制を整えており、スポット的に資金を必要とする場合に効力を発揮することができると自負しています。しかも、このサービスは取引先に通知が不要な2者間ファクタリングなので、取引先に知られることなく、全てのやりとりを

完了させることができるという利点もあります。もちろん、申込時に要する手続きもきわめて簡単です。必要書類(①決算書1期分②入出金明細③本人確認書類④買取対象となる請求書)をインターネット上でアップロードするだけで完了しますし、その画像はPDF形式でなくとも、スマートフォンなどで撮影した写真データでも大丈夫です。事業計画書や資金計画書などが不要なので、金融機関への融資の申込と比較すると業務負担を著しく軽減することができます。税理士の皆様は顧問先様に限らず資金繰りに関する様々な相談を受けていらっしゃるかと思いますが、全ての相談に対して金融機関との間に入って交渉を進めるリソースがなくて困っているというお話をよく伺っております。anewであればお客様にHPをご紹介いただくだけでその後面倒な手続きは不要ですので、事務所の業務負担の軽減の観点からもご活用をご検討いただければと思います。なお、手数料は審査によって変動はあ

るものの、2〜9%と、業界最低水準に抑えることができます。さらに、新生銀行が共同運営に携わることで、比較的高額な債権を買い取ることができるといえる強みもあり、現状、買取金額でもっとも大きいボリュームゾーンは1000万円前後となっております。こういった特性をより多くの事業者の皆さんに知っていただきたいという思いから、このたび当社はMJSと提携させていただきまして、今後はMJSのシステムと連携することで、さらなる利便性の向上も検討中です。しかし、それ以前にこういった資金

図2 申込から振込、弁済までの流れ

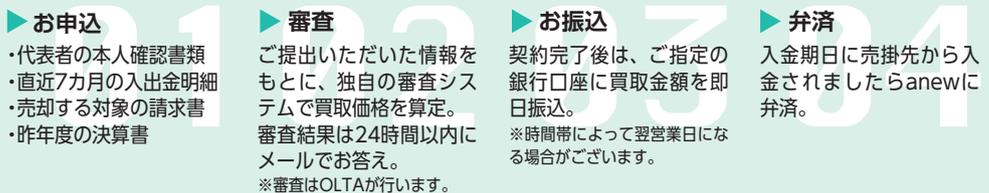


図3 anewクラウドファクタリングによる業務負担軽減イメージ





※コロナ禍につき集合写真撮影にあたってマスクを外しましたが、普段はマスクを着用しております。

地場企業への手厚い経営支援を徹底 その思いとノウハウを次世代へ

富山市を中心として、幅広い業種・業態の企業・団体の経営支援に尽力している桶屋泰三税理士事務所の所長、桶屋 泰三先生。大企業の監査役やさまざまな対外的な役職も務めるかたわら、将来を見据えて次世代を担う人材の育成にも力を入れています。その歩みとこれからの展望について伺いました。

顧問先の経営状況に 寄り添ったサポート

——まず桶屋先生が独立・開業された経緯からお聞かせください。

桶屋 泰三所長（以下、敬称略） 夜間大学で税務を学びながら会計事務所で働いていたのですが、夜間大学を卒業する年にその事務所の所長が亡くなってしまいました。そして、後を継いだ先生の方針で、税理士資格を取得した次の年の1月から私を含め当時そこに所属していた税理士3人がそれぞれ独立することになったのです。

——資格取得後すぐの開業だったんですね。当初の滑り出しはいかがでしたか。

桶屋 まだ資格を取得して間もない若輩でしたからツテなどがたくさんあるはずもなく、顧問先を新規開拓するのが大変でした。縁あって地元の銀行の職員の方たちの税務に関する社内研修の講師を務めさせてもらったり、その縁で銀行の支店の取引先企業を紹介してもらったりしながら、徐々に顧問先を増やしていくことができました。

——どんな事務所を目指しましたか。当時掲げたコンセプトなどがあれば教えてください。

桶屋 とにかく「顧問先の経営状況を向上させるお手伝いがしたい」という一心だったので、顧問先を訪問する際

事務所 訪問

桶屋泰三税理士事務所

所在地 富山県富山市舟橋北町7-15
TEL 076-441-2322
FAX 076-441-1999
設立 1980年
職員数 26名



には労使関係や事業承継にまつわる悩み、事業規模の拡大や設備投資にあたっての借入れなど、経営上のあらゆる悩み事・困り事をヒアリングするよう心掛けました。

また、試算表や総勘定元帳などを通じて正確な経営数字をこまめに、迅速に顧問先に提供し、それを経営の判断材料として活用してもらうことにも力を入れてきました。現在もこの方針を貫いているのはもちろんのこと、職員がそれぞれ担当している全ての顧問先との関係書類は私自身が必ず目を通し、チェックするようにしています。

——現在、どのような顧問先をご支援されていますか。

桶屋 家族経営の店から大企業まで規模はさまざままで、小売業・卸業や建設



応接室にもアクリル板を設けるなど、感染対策には余念がありません

業、製造業、社会福祉法人や公益法人など業種・業界や形態もかなり幅広いので、それぞれのニーズに沿った経営支援を行っています。

——複数の上場企業の監査役も務めていらっしやいますね。

桶屋 海外に生産や販売の拠点を持っている大企業の監査役もしているのですが、海外出張の機会が多々あります。アメリカの他、ベトナムやタイ、シンガポールなどを回ることが多いですね。余談になりますが、これらアジア圏の新興国の企業を訪問していつも感じるのは、女性が元気でしっかりしているということですね。現地の企業で経営状況を尋ねると、対応してくれるのは決まって女性従業員です。細かな経営数字も含めて非常に明確な回答を得る



母校である富山商業高校の同窓会長も務める桶屋先生。卒業生の朝乃山英樹閣が2019年の大相撲夏場所にて初優勝を果たした際には、同窓会から化粧回しを贈ったそうです。写真は、その贈呈式の様子が掲載された地元紙

ことができるので、たびたび驚かされています。

コロナ禍を生き延びる 中小企業のあり方

——コロナ禍によるダメージとその対策としてあらゆる業界で進んでいる働き方改革など、中小企業をめぐる環境がめまぐるしく変化する中、顧問先の現況はいかがですか。また、税理士としてどういったことを重点的にアドバースしていますか。

桶屋 今、中小企業には事業計画を立てた上で思い切った効率化やコストカットを実践できるかどうか問われています。また、リーマンショックのときと同様、平時から地道に利益を上げしっかりと税金を納め、内部留保を厚くしてきた企業はやはり強いですね。持続可能な経営のために非常時に備えるため健全経営に徹することがいかに大事か、これまで税理士として口をすっぱくして伝え続けてきましたが、この苦境を潤沢な自己資金で乗り切っている顧問先の姿をみると嬉しくなりま

次世代を担う人材に 伝えたいこと

——将来を見据えて、新たな体制づく

りにも積極的に取り組んでいると伺いました。

桶屋 北陸地方に大手監査法人の支店などが進出する動きも目立ってきているので、長年、地場に根付いてやってきた事務所ならではの手厚い経営支援をより強化・拡充していかねばならないと考えています。現状では私自身が全ての顧問先の書類をチェックするようにはしていますが、当事務所には税理士が2人いるので、彼らにチェック業務を徐々に移行してより層が厚く対応できる体制にして、3〜5年以内には税理士法人化も果たしたいですね。

——職員の方たちの教育については、どのような取り組みを実践していますか。

桶屋 MJSや税理士会のセミナー、研修会に積極的に参加するよう呼び掛けている他、所内でも折に触れて研修や勉強会などを行っています。

また、先述した通り、私が全ての顧問先の書類に目を通しているのですが、問題があれば即座に職員にそれを共有することができません。単純なケアレスミスから会計上の疑問点や不明瞭な点、売上と仕入れのバランスなど、注意すべきポイントや見方をその場で詳しく伝えていきます。もちろん、先方に確認すべき事項がある場合は、職員のすぐ



顧問先支援に尽力しながら、今後を見据えた組織の体制強化も図っている桶屋 泰三先生

History & Story

税理士までの歩み

桶屋先生はご両親が事業を営んでおられたので、小さい頃から「大人になったら家業を手伝おう」と思い、高校も商業高校に進んだそうです。しかし、当のご両親から「不況下でも生き残れるような会社に就職したほうがいい」と言われ、方針転換をすることに。簿記が大好きで得意だったことから、その能力を生かせる仕事として税理士を選んだといえます。

高校卒業後は、地元の会計事務所に勤めながら富山大学の夜間授業で税務を学び、3年後には税理士試験に合格。勤め先の先生の方針により独立、1980年1月に現在の事務所を開業されたそうです。

隣で電話を掛けるようにしています。私と顧問先とのやりとりを聞くことで、職員には質問の仕方や話し方のニュアンスなど多くのことを学んでもらっています。そして、私が職員たちに常日頃から伝えているのは、「自分がその企業の経営者だというつもりで顧問先の経営数字と向き合いなさい」ということです。当事者意識で事に臨むだけで、数字の見え方が大きく変わってくるからです。

ここ10年ほどで職員の平均年齢が高まってきたので、事務所の将来を考えて20代の若者の採用にも力を入れてい

ます。次世代を担う人材に育ってもらうために、こうした考え方や作法を日々しっかりと伝えるよう心掛けています。

——今後の若手職員の方たちの成長が楽しみです。ところで、桶屋先生は今年7月から、北陸ミロク会計人会の会長を務めていらつしやいます。最後に北陸会の会長としての今後の意気込みや方針をお聞かせいただけますでしょうか。

桶屋 北陸各県をしっかりと回って多くの会員たちの意見や要望を聞き、それを会計人会の活動に生かしつつ、会員

の新規開拓も図っていききたいと考えています。

また、今後ますますDX(デジタルトランスフォーメーション)が進むことで、会計事務所の業務もこれまで以上にICT(情報通信技術)を活用した効率化が求められる、より高付加価値なサービスを打ち出さねば生き残れなくなっていくと思います。その中において、MISのシステムは実に心強い味方です。例えば当事務所では、ホームページの「お客様サポート」にログインすれば、顧問先のパソコンを遠隔操作して課題解決のお手伝いができるという

サービスを行っています。が、現状ではこうした数多くのシステムを把握し、使いこなしている事務所はそう多くはないと思います。そこで、会計人会が音頭をとって有用なシステムを先進的に活用している事務所の協力を得て勉強会を開くなど、会員の意識啓発や先進事例共有の場を積極的に設けていきたいと思っています。

——本日はありがとうございました。ますますのご発展をお祈りいたします。

業界ウオッチャーの トレンド情報 NOW

元税金専門紙・税理士業界紙の編集長である業界ウオッチャーが伝える、会計事務所業界関連の最新情報！旬な話題を読み、事務所経営や顧問先へのアドバイスにご活用ください。

File 11

再調査の

「新たに得られた情報」の 範囲



宮口 貴志 氏

税金・会計ニュースを他では読めない切り口で伝えるメディア「KaikaiZine」の編集長。税金の専門紙「納税通信」、税理士業界紙「税理士新聞」の元編集長で、現在は租税調査研究会の事務局長の傍ら、会計事務所ウオッチャーとしても活動。

「KaikaiZine」ホームページ ● <https://kaikeizine.jp/>

回答内容、他部門で保有している情報、租税条約に基づく情報交換によって得られた情報（前出のOB税理士）などについても範囲に含まれるようです。

「書面添付」でも再調査の可能性

話は少し変わりますが、再調査に関して税理士として押さえておきたいのは、税理士法33条の2の「書面添付」との関係です。書面添付に係る意見聴取が行われ、調査を行わない連絡が調査官からあったものの、その後、その期間で調査が行われることもあります。

これは再調査に当たるのででしょうか。現役の幹部職員は「納税者に質問検査などを行っていないため、再調査に該当しない」と言います。ただ、当局内部としては「顧問税理士に意見聴取を行い、調査を行わない旨を連絡していることを踏まえると、調査を行う前に書面添付による意見聴取を再度行うように注意している」としています。

再調査は頻繁に行われるものではありませんが、再調査に基づき行われた課税処分と納税者と課税当局の間で争いになることも考えられます。その際、「新たに得られた情報」が重要になるかもしれません。税の専門家として、再調査についての知識は頭の隅にでも入っておきたいところです。

税

務調査では、前回調査で検査した課税期間の申告内容を再度確認するため、総勘定元帳などの提示・提出を求めることがあります。これは国税通則法第74条の11第6項に規定する「再調査」になります。

再調査に関する規定は、2011年の国税通則法の改正で設けられました。それまでは、一度調査を受けた税目・年分でも、理由なく再度税務調査の対象年分になり得ましたが、現在は、再調査を行うためにはその期間について、改めて事前通知を行わなければなりません。ただ、再調査の理由は、法令上も判例上も納税者に開示し、説明する必要がないとされています。とはいってもの当局内部では「支障がない範囲で内容を説明するなど、納税者の理解

と協力が得られるように努める必要がある」としています。

「新たに得られた情報」とは

再調査の判定は、「新たに得られた情報に照らして非違があると認める場合に該当するか否かについて、法令及び手続通達に基づき、個々の事案の事実関係に即してその適法性を適切に判断する（手続通達5-17、5-18、5-19）」としています。

ここで気になるのが「新たに得られた情報」です。どこまでがその範囲に含まれるのでしょうか。国税OB税理士によると、「当局では一定の範囲を設け、職員に周知している」と言います。まず、納税者の申告に関する情報は、申告の有無および申告がある場合

は、申告書、添付書類、申告事績に基づく税務分析結果、勘定科目の個別検討結果などが該当。「資料情報」については、各種法定調書、協力依頼に基づき任意に提出された資料情報。投書やインターネットの掲示板の書き込み、メールや電話による情報提供など。新聞やテレビ、雑誌などのマスコミ情報、地方公共団体などから協力要請に基づき提供された課税通報や住民票の写し、戸籍謄本・抄本、登記事項証明書などの情報が該当するようです。

この他にも「事前通知事項以外の事項に係る調査を再調査として行う場合に限り、調査着手時に自ら把握した情報や内観・外観調査により把握した情報、他部門の調査により把握した情報、納税義務者などに依頼した「お尋ね」の

明智光秀のゆかりの地を巡る 福井の旅

福井県内には2020年のNHK大河ドラマ『麒麟がくる』の主人公、明智光秀ゆかりの地が点在しています。光秀が夫婦でその門前で暮らしたとされる称念寺や明智神社など、光秀の軌跡とゆかりの地の数々を福井県観光連盟の前澤 裕貴主査に紹介いただきました。

明智光秀が福井で暮らした軌跡と伝承

福井県には2020年のNHK大河ドラマ『麒麟がくる』の主人公、明智光秀ゆかりの地が数多くあります。光秀については謎が多く、いつどこで生まれ、どのように育ったのかといったところにも諸説があります。ただ、一般的には美濃から越前、京へと渡り歩いたとされ、最終的に戦国時代最大のミステリー「本能寺の変」に至ったといわれています。

光秀は主君・織田信長を討った謀反人というイメージがある一方で、近年においては優れた為政者、戦国武将として軍事・政治・外交などすべてを万能にこなす逸材として高く評価されています。特に明智神社のある福井市東大味地区では今も「あけつつあま」（明智様）と呼ばれ、地域住民に親しまれています。

戦国時代における越前は京に近く、地政学的にも天下を狙う大名にとって、またお家再興を果たしたい足利将軍家にとっても力を蓄える好立地だったと思われれます。そして、光秀の越前での足跡は、称念寺（坂井市）や明智神社（福井市）、一乗谷朝倉氏遺跡（福井市）などでたどることができます。ま



明智光秀マップ(光秀と戦国時代年表)



※こちらからダウンロードできます

た、敦賀市の金ヶ崎は朝倉軍から撤退する信長軍の殿を務めたといわれる地であり、戦国時代ファンにはよく知られています。

ところで、『麒麟がくる』は5月17日から越前編に入っていました。間にはコロナ禍による3カ月の放映休止を経て、8月30日からの再開となりました。ドラマの放送に合わせて、ノボリや案内板などを設置しているスポットも多いので、それを目印に光秀ゆかりの地を回ってみてはいかがでしょうか。



一乗谷朝倉氏遺跡 復原町並



一乗谷朝倉氏遺跡 唐門



称念寺にある松尾芭蕉の句碑



称念寺

また、以下に各スポットの詳細を紹介いたしますので、その際の参考にしていたければ幸いです。

家族とともに過ごした地

・時宗 称念寺 坂井市丸岡町長崎19-17

721年に創建し、朝倉家をはじめ、歴代の越前国主から手厚く保護された由緒ある寺で、南北朝時代の新田義貞の墓所があります。美濃（岐阜県）から越前に逃れた光秀が門前に寺子屋を建てて、妻子とともに住んでいたとされます。妻の熙子（ひろこ）が光秀のために自慢の黒髪を売って連歌会の準備をしたという「黒髪伝説」があり、その夫婦愛に感動した松尾芭蕉は「月さびよ明智がつまのはなしせむ」と詠んだとされ、境内にはその句碑が残っています。

朝倉氏に身を寄せていた時の住居跡

・明智神社 福井市東大味町

称念寺門前での生活の後、朝倉家に抱えられてからはこの地を住居としたと考えられます。一向一揆討伐の際、

光秀が柴田勝家らに出させた安堵状により村が守られたと伝えられ、地元の人々は現在でも「あけつつあま」と慕い、この神社を守り続けてきました。

また、諸説はあるものの、光秀の三女である玉（後の細川忠興の正室である細川ガラシャ）の生誕の地でもあるとも言われています。毎年6月13日には光秀の命日の法要が行われています。

越前の支配者、朝倉氏が築いた城下町

・「乗谷朝倉氏遺跡」と「回復原町並」 福井市城戸ノ内町

戦国時代、5代103年にわたり越前の国を支配し、1573年（天正元年）に信長軍の侵攻によって滅亡した朝倉氏。その栄華をさわめた城下町跡は、町並みがほぼ完全な姿で発掘・一部が再現されており、遺跡が国特別史跡、主要4庭園が国特別名勝、遺跡出土品が国重要文化財に指定されています。遺跡近くにある県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館（0776-141-2301）では同遺跡から発掘された貴重な史料や道具などを見ることができます。

光秀が信長の信頼を得た飛躍の土地

・熊川宿 若狭町熊川

若狭（現小浜市）から京都に続く「若狭街道」は鯖などの魚介類を運ぶことが多かったことから「鯖街道」と呼ばれるようになりました。その鯖街道の道中にあたる若狭町には、宿場町として発展した「熊川宿」があります。1570年4月、織田信長は越前朝倉攻めのために京都を出発し若狭の熊川に入りました。その2日前に信長の先遣隊として熊川に入った明智光秀が細川藤孝らにあてた書状が今に残されています。また、藤孝の正室、麿香（じやうかう）は足利將軍直属の武士で、熊川城主だった沼田光兼の娘であり、光秀の三女、玉の姑にあたります。

・得法寺 若狭町熊川33-26

熊川城主だった沼田氏の供養塔がある得法寺は、越前朝倉攻めの際、信長軍に参戦した徳川家康が宿泊したといわれています。

・佐柿国吉城址 美浜町佐柿

織田信長が越前攻めの際に入城して本陣とし、撤退の際も通ったとされて



明智神社



明智神社に納められている光秀の木像



明智神社（ガラシャ生誕の地）

ミロク会計人会の ミリョク

ミロク会計人会には、さまざまな会員メリットがあります。このコーナーでは毎回、その魅力を詳しくお伝えします。

会員限定で実務的な内容の「オンラインセミナー」を公開

ミロク会計人会では、広報委員会監修のもと公式ホームページ（HP）からさまざまな情報を発信しています。

主な内容は本会の概要、沿革、活動概要、機関誌である本誌の紹介などとなっております。ミロク会計人会を広く知らしめるための情報を掲載しております。また、新しく役員に就任した先生方も随時ご紹介しています。さらに、全国に11ある各単位会の紹介ページも充実しています。

さらに、本会HPは「会員サービス」の機能も有します。特に会員限定のコンテンツ公開に

表 最新の公開研修

「改正民法(相続編)と相続税」

「不整形地の評価(かげ地計算)」

※12月上旬頃予定

注力しており、中でも「オンラインセミナー」は好評を博しています。

このコンテンツは本会研修委員会が監修する、MJSシステム「ACELINK NXP Pro」をより活用するための具体的なノウハウについての「実践セミナー」を中心とした研修を、オンライン上で視聴できるというものです。研修委員の先生が、税務上の注意点を含め、具体的に解説します。また、使用する資料は研修委員会の監修で作成されているため、単なるシステム操作マニュアルではなく、より実務的な内容になっています。

統一研修会動画やお役立ちコンテンツも会員限定で提供

また、本会HPでは期間限定で直近の全国統一研修会の模様も会員限定で公開しています。分科会の模様、また年によっては基調講演の模様も公開され、スケジュールの都合で研修会に参加できなかった方も最新の情報をキャッチアップすることができます。新型コロナウイルス感染症の影響により、今年11月の統一研修会熊本大会は2021年11月18日に延期になりましたが、来年に向けての告知も準備でき次第、HPに詳細を公開予定

です。

他にも、サイト内には「会計人会オピニオン」というページも設けてあり、上記の動画の公開情報以外にも、事務所の業務改善や顧問先への情報提供に役立つコンテンツが多数掲載されています。本会HPを存分に活用ください。

なお、本会HPにログインするためのIDとパスワードは会員事務所単位で発行していますので、職員の方が直接サイトにログインすることも可能です。ID・パスワードがご不明の方は、サイト内のフォームから事務局にお問い合わせください。



オンラインセミナーのトップ画面



オンラインセミナーの視聴イメージ

テレワーク時代のサイバーセキュリティ

新型コロナウイルスの感

染が拡大し、出社せず自宅などで仕事を進める**テレワーク**が急速に普及しました。

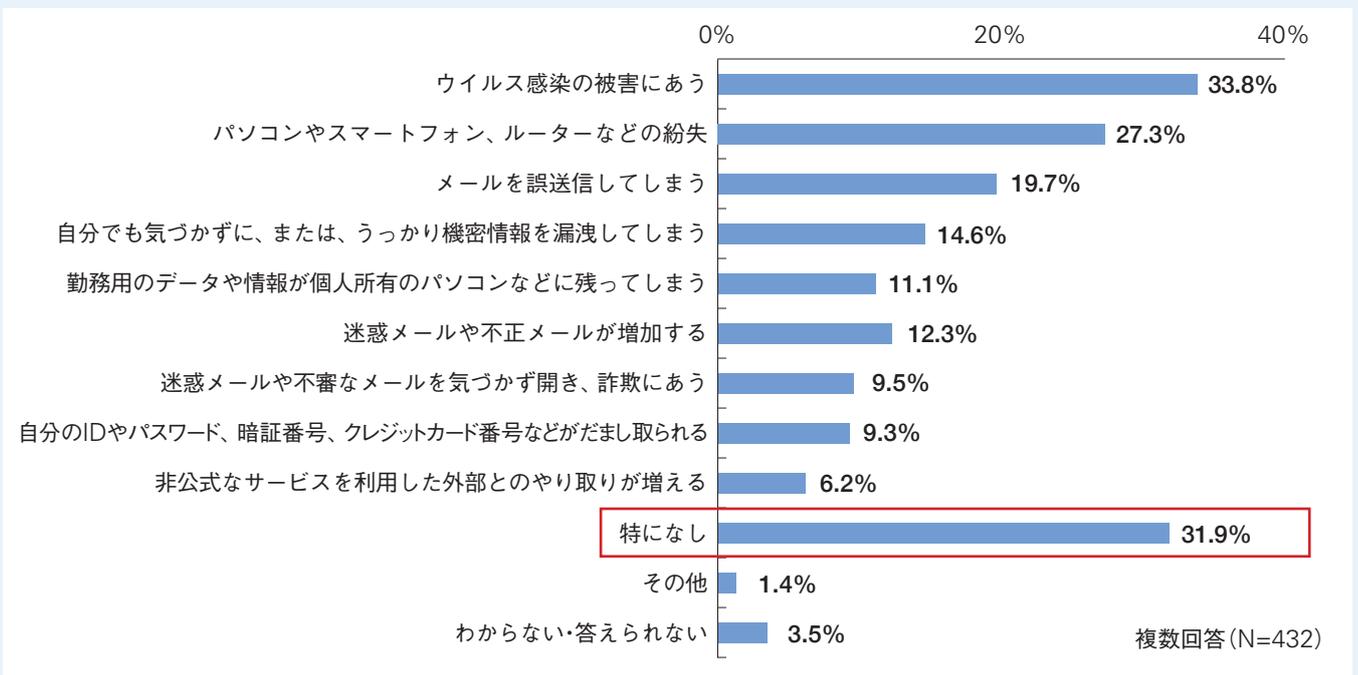
安全なテレワーク体制が十分でないままテレワークを導入した企業も多く、不正サイトに誘導するサイバー攻撃の被害が国内で6500件超に上っていることが分かりました。

世界では4万7000件を超える被害が確認されておりますが、日本はトップの米国に次ぐ多さでした。

引用：2020年4月26日発表
トレンドマイクロ社の調査より

コスト削減や人材確保など、さまざまなメリットをもたらすテレワークですが、社員や事業に危害を及ぼさないようにするためにも、**企業によるセキュリティ対策強化と実際に使用する社員のセキュリティ意識向上**が課題となっています。

テレワーク時の情報セキュリティ上の心配事は？



「特になし」の約3割については十分にリスクを理解していない可能性も考えられるため、情報セキュリティに対する意識向上が必要ではないかとの提言がなされています。

引用：2020年7月22日 日本スマートフォンセキュリティ協会(JSSEC)発表「テレワーク状況とセキュリティに関するアンケート調査レポート」より

情報セキュリティ対策では、「最も弱いところが**全体のセキュリティレベルの水準**になる」という特徴があります。

対策のキーワード

●ルール

パソコンや通信環境の利用など、組織として定めたセキュリティに関するルールの策定が必要です。

●人

テレワークを行う関係者への教育やセキュリティ意識の向上は、定めたルールに血を通わせ、サイバーリスクの被害から組織を守ることに繋がります。

●技術

上記2つの対策を完備しても、技術が伴わなければ攻撃されます。テレワーク先の環境の多様性を考慮し、それぞれの環境での情報セキュリティ維持のために適切な技術的対策を講じておく必要があります。

情報セキュリティ対策をしっかりと行った上でテレワークを実施することが、今後の企業価値を高めることや経営戦略にとって重要な企業の社会的責任(CSR)の見える化につながるものと期待されます。

ミロク情報サービスでは、事務所職員様を対象としたサイバーセキュリティ講座(無料・オンラインセミナー)などもご用意しています。ぜひご利用ください。



「担当の歯科衛生士さん」

北陸ミロク会計人会

石川県金沢市 吉田 武史

8月に予防歯科とクリーニングのため、歯科医院に行った。定期的に3カ月ごとに通っているのだが、今年5月の予約が新型コロナウイルスのため、今回に延期されたのだ。

担当の歯科衛生士さんはとてもチャームイングで、いつもの通りの問診から始まる。「タバコは1日に何本吸いますか?」「20本です」「本当は30本〜40本」、「毎日、朝と寝る前に歯磨きをしていますか?」「もちろんです」「夜は時々忘れる」、「歯間ブラシを使っていますか?」「はい」(ほとんど使っていない)などの応答の後で、「これから、歯のケアを頑張ってくださいね」と、こちらのバレーの回答を全て察した上で、優しく論じてくれる。この歳になると論じられることなど減多になく、あるのは女房からの容赦のない叱責ぐらいである。

来院して気が付いたことは、新型コロナウイルス感染予防の対策に伴う、ある種のぎこちなさや緊張感が微塵も感じられないことである。予約を制限したり、体温チェックや消毒用アルコールが置いてあるくらいで、スタッフの対応も半年前とほとんど変わっていない。考えてみれば、歯科医院は、もともと細菌やウイルスと対峙してきた最前線の現場であり、だからこそ常日頃から万全な対策を徹底して実行しているのだ。新型コロナウイルス感染が拡大したからといって、別段の措置を講ずる必要はないのだろう。

一方、我が事務所はというと、新型コロナウイルス対策に限らず、業務上のリスクに對して何となく対策はしているものの、担当者任せの部分もあり心もとない限りである。BCPの重要性は分かっているが、幸いなことに北

陸地方は自然災害が少ないこともあり、対策はおざなりである。事務所のデータ管理はMJSのサービスに頼っているが、データの出入や消失といった事態になれば大騒ぎになるのは必至だろう。リスク対策は事前に策定し、定期的に見直していかなければならないと改めて実感した次第である。

定期的といえば、今回の歯科検診の予約は11月である。これ以上感染が拡大せず、予定通り来院して歯科衛生士さんに会えることを楽しみにしている。



表紙の写真



「五箇山の秋」
(富山県南砺市)

紅葉時期の五箇山です。1995年、日本で6番目の世界遺産として岐阜県白川郷とともにユネスコの世界遺産に登録されました。険しい山々に囲まれ、冬には雪が2m近くも積もる豪雪地帯です。ここには「相倉(あいのくら)」と、「菅沼(すがぬま)」の2つの合掌造りの集落が存在します。(舟野喜代子)

MJSより

製品解説から経理体操まで
YouTubeで動画を配信中!



MJS YouTube
公式チャンネル

税理士事務所 CHANNEL

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309
(経営企画・広報IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、
経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

印刷 耕文社

ホームページにて本誌データを公開しています! こちらもご覧ください

ミロク会計人会

検索

<https://www.mirokukai.ne.jp/channel/index.html>

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

